

外国旅行の旅費に関する基準

1. 外国旅行の日当、宿泊料及び食卓料

区 分		特 別 職	行政職（１）	行政職（２）	教育職	医療職（１）	医療職（２）
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官						
	国務大臣等及び特命全権大使						
	その他の者	市長、議員					
指定職の職務にある者		副市長、教育長、常勤監査、病院事業管理者、教育委員会の委員等					
7級以上の職務にある者		附属機関の委員及び非常勤の職員（消防団員のうち副団長以下の職員を除く。）	7級以上		4級以上	3級以上	6級以上
6級以下3級以上の職務にある者		消防団員のうち副団長、分団長、副分団長	6級以下3級以上	3級以上	3級 2級37号給以上	2級以下	5級以下3級以上
2級以下の職務にある者		消防団員のうち部長、班長、団員	2級以下	2級以下	2級36号給以下		2級以下

2. 外国旅行の支度料

区 分		特 別 職	行政職（1）	行政職（2）	教育職	医療職（1）	医療職（2）
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官						
	国務大臣等及び特命全権大使						
	その他の者	市長、議員					
指定職の職務にある者		副市長、教育長、常勤監査、病院事業管理者、教育委員会の委員等					
9級以上の職務にある者		消防団員のうち消防団長、附属機関の委員	8級以上		5級	4級	
8級又は7級の職務にある者		非常勤の職員（消防団員を除く。）	7級		4級	3級	6級以上
6級の職務にある者		消防団員のうち副団長	6級以下5級以上		3級 2級61号給以上	2級	5級以下4級以上
5級又は4級の職務にある者		消防団員のうち分団長、副分団長	4級以下3級以上	3級以上	2級60号給以下 2級37号給以上	1級	3級
3級の職務にある者		消防団員のうち部長、班長、団員	2級以下	2級以下	2級36号給以下		2級以下
2級の職務にある者							
1級の職務にある者							

留学など赴任に相当するもので旅行期間が長期（1ヵ月以上）となる場合を除き、最低限、国際会議への出張等、海外出張に必要な用品を改めて購入する必要性がない、又は、その必要な用品について出張者の経済的負担を要することなく調達できると認められる海外出張に係る支度料の定額支給は、旅費法第46条第1項に基づき支給を行わない。

なお、保険料、医療品、最低限の儀礼品、携行品、旅行雑費の対象とならない任意の予防注射等については、旅行命令権者によりその必要性が認められた場合には、領収書等を確認の上、実費支給（支度料の額を上限）を行う。

3. 外国旅行の航空運賃

区 分	特 別 職	行政職（１）	行政職（２）	教育職	医療職（１）	医療職（２）
内閣総理大臣等 指定職の職務にある 6 号俸以上の者	市長、議員、副市長、 教育長、常勤監査、病 院事業管理者、教育委 員会の委員等					
指定職の職務にある 5 号俸以下の者 7 級以上の職務にある 者	附属機関の委員 非常勤の職員（消防団 員にあっては消防団長 のみ）	7 級以上		4 級以上	3 級以上	6 級以上
6 級以下の職務にある 者	消防団長以外の消防団 員	6 級以下	4 級以下	3 級以下	2 級以下	5 級以下

〔備考〕（１）当分の間、「内閣総理大臣等、指定職の職務にある 6 号俸以上の者」の範囲に該当する者にあつては、上記の区分にかかわらず、運賃の等級を 3 以上の階級に区分する航空路による旅行の場合は最上級の直近下位の級の運賃を支給する。

（２）当分の間、「内閣総理大臣等、指定職の職務にある 6 号俸以上の者」以外の範囲に該当する者にあつては、上記の区分にかかわらず、3 を超える階級に区分する航空路による旅行の場合は最下級の直近上位の級の運賃を、3 以下の階級である場合は最下級の運賃を支給する。

（３）階級を設けない航空路による旅行の場合は、航空機の利用に要する運賃を支給する。

（４）団体旅行（ツアー）による外国旅行の場合は、当該区分にかかわらず、航空機の利用に要する運賃を支給する。

（５）単独での外国旅行の場合に、外国旅行に要する費用の総額が 50 万円以上であるときは、2 以上の業者から見積りを徴して行うものとする。なお、外国旅行の航空運賃等が上記の区分に応じて計算した額よりも低い場合は、低い航空運賃を支給する。

4. 施行期日 この外国旅行の旅費に関する基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

5. 経過措置（１）この基準の施行の前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（２）この基準の施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 1 項の規定により、なお従前の例により在職するものとされた収入役のその任期中における外国旅行の取扱いについては、改正後の外国旅行の旅費に関する基準の規定は適用せず、改正前の外国旅行の旅費に関する基準（以下「旧基準」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧基準中「助役」とあるのは「副市長」と、同基準 3. 外国旅行の航空運賃備考（１）中「2 以上」とあるのは「3 以上」と、「3 以下」とあるのは「2 以下」とする。

参考：旅費法第 34 条の規定に合わせた区分及び〔備考〕(1)による運用

3. 外国旅行の航空運賃

①運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合

区 分	特 別 職	行政職(1)	行政職(2)	教育職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
内閣総理大臣等 指定職の職務にある6号俸以上の者 (最上級)	市長、議員、副市長、教育長、常勤監査、病院事業管理者、教育委員会の委員等						
指定職の職務にある5号俸以下の者 7級以上の職務にある者 (最上級の直近下位)	附属機関の委員、非常勤の職員(消防団員にあっては消防団長のみ)	7級以上		4級以上	3級以上	7級	6級以上
6級以下の職務にある者 (上記の直近下位)	消防団長以外の消防団員	6級以下	5級以下	3級以下	2級以下	6級以下	5級以下

②運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合

区 分	特 別 職	行政職(1)	行政職(2)	教育職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
内閣総理大臣等 指定職の職務にある者 (上級)	市長、議員、副市長、教育長、常勤監査、病院事業管理者、教育委員会の委員等						
7級以上の職務にある者 (上級)	附属機関の委員、非常勤の職員(消防団員にあっては消防団長のみ)	7級以上		4級以上	3級以上	7級	6級以上
6級以下の職務にある者 (下級)	消防団長以外の消防団員	6級以下	5級以下	3級以下	2級以下	6級以下	5級以下